# （仮称）山口市武道館整備事業基本設計業務に係る
# 公募型プロポーザル実施要領

## １　趣旨

本市は、令和７年３月に策定した『（仮称）山口市武道館整備基本計画』において、本市における「武道の普及・競技力の向上」、「市民の体力づくり・健康づくりの推進」、「スポーツによる賑わいの創出」を目的とした武道振興の拠点となる施設の必要性を示し、「やまぐちリフレッシュパーク敷地内の芝生広場」を建設候補地として整備を進めていくとしたところである。

本計画においては、武道館に導入する機能として、競技コート４面（横一列型）、４００席程度の観客席のほか、更衣室、トイレ、会議室、器具庫等の付帯設備、空調設備を想定しているが、その仕様やその他付加機能については、基本設計を進める中で、関係者等の意見を踏まえながら精査していくこととしている。また、やまぐちリフレッシュパーク内における動線の確保や公園空間の確保、経済性・環境への配慮のほか、やまぐちリフレッシュパークの景観や既存施設との調和を考慮した建物の配置や意匠、施設の持続可能性を考慮したライフサイクルコストの低減等について、基本設計を進める中で検討・計画していくことが求められる。

以上のことから、本業務の整備効果を高めるためには、民間事業者の豊富な経験、独自の技術やノウハウを活用した提案により基本設計を進めていく必要があることから、公募型プロポーザルを実施し、本業務に最も適した設計者を選定する。

## ２　目的

本要領は、基本計画を踏まえて本施設を整備するにあたり、「（仮称）山口市武道館整備事業基本設計業務」に係る受託者を選定するためのプロポーザルに必要な事項を定め、もって良質な公共施設の整備に資することを目的とする。

## ３　業務概要

(1) 業務名称

（仮称）山口市武道館整備事業基本設計業務

(2) 業務内容

（仮称）山口市武道館整備事業に係る基本設計業務

詳細は、「（仮称）山口市武道館整備事業基本設計業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和８年３月３１日まで

(4) 委託料上限額

２５，０００千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであることに留意すること。ただし、上記金額を超えて提案を行った場合は、失格とする。

(5) 発注者

山口市

## ４　実施設計業務（令和８年度以降）の発注見込みについて

実施設計業務の発注について、本業務の受託者との随意契約を予定しているが、本業務の受託者の決定は、令和７年度予算の範囲での取り扱いとなるため、実施設計業務委託の発注を約束するものではない。

なお、本業務の受託者と委託契約に至らなかった場合、本市は、受託者の提案内容のうち著作権法に定める著作権と認められるものについて、本施設の設計に反映しないものとする。

## ５　受託候補者の特定

(1) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(2) 評価主体

本市職員で構成する（仮称）山口市武道館整備事業基本設計業務に係るプロポーザル評価委員会（５名、以下「評価委員会」という。）において、以下のとおり評価を行い、受託候補者１者及び次点候補者１者を選定する。

(3) 選考手順

① 第一次審査（書類評価）

評価委員会は、第一次審査資料により、客観的評価を中心に評価し、第二次審査資料の提出を要請する者を得点の高い者から順に５者程度選定する。なお、応募者が５者以下の場合は、参加資格を満たす全ての応募者に第二次審査資料の提出を要請する。

② 第二次審査（プレゼンテーション等）

評価委員会は、プレゼンテーション及びヒアリングにより、第二次審査資料の内容や設計意欲等について総合的に評価を行い、各評価委員の合計得点が最も高い応募者を受託候補者として、次点の者を次点候補者として選定する。

ただし、最も高い評価点数が、発注者が求める最低水準（総配点合計の６割）に達していない場合は、この限りではない。

また、合計得点が同点の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い応募者を、さらに同数の場合は、同数の応募者の中から多数決により選定することとする。

(4) 受託候補者の特定

評価委員会による評価結果について、本市職員により構成する「（仮称）山口市武道館整備事業基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」の審査を経て、受託候補者及び次点受託候補者を特定する。

## ６　参加資格

(1) 基本的要件

本プロポーザルに参加できる者は、単体企業又は設計共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、設計共同企業体にあっては、全ての構成員がこの基本的要件を満たさなければならない。

① 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行

っている建築事務所であること。

② 建築士法第１０条第１項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。

③ 令和７年７月１日時点において、山口市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱に規定する建築関係建設コンサルタント業務の建築一般部門について入札参加資格を有すること。なお、本要領等の公表時点において登録のない者が上記を満たすためには、令和７年６月１５日までに山口市契約監理課へ競争入札参加資格の申請を行う必要がある。

④ 参加表明書の提出期限から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤ 参加表明書の提出期限から契約締結までの間において、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

⑥ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続きの申立てをした者でないこと。ただし、更正手続き開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。

⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）、暴力団若しくはその構成員でなくなった日から５年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。

(2) 事務所の実績等に関する要件

平成２２年４月１日以降に延床面積が１，５００㎡以上（新築又は増築部分の面積に限る。）の武道館（武道場）又は床面積が２，０００㎡以上の観客席を有した屋内スポーツ施設（以下「類似施設」という。）の基本設計又は実施設計に関する業務を元請（設計共同企業体にあっては代表者）として受託し、参加表明書の提出日現在において当該設計業務が完了している実績を有する者であること。

なお、設計共同企業体にあっては、代表者がこの要件を満たさなければならない。

(3) 業務実施上の条件等

① 管理技術者[1]、各担当主任技術者[2]（意匠、構造、電気設備及び機械設備）をそれぞれ１名ずつ配置すること。なお、管理技術者は意匠担当主任技術者を兼ねることができる。

② 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、一級建築士の資格を有する者であること。

③ 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、応募者（設計共同企業体にあっては代表者）の組織に所属しており、直接的かつ恒常的に３カ月以上の雇用関係を有していること。

④ 意匠分野の再委託は禁止とする。

[1] 管理技術者：業務の管理及び統括を行う者をいう。
[2] 担当主任技術者：管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を統括する役割を担う者をいう。

## ７　参加手続き等

(1) 実施要領等の配布

本要領、仕様書等は、本市公式ウェブサイトからダウンロードすることができる。

(2) スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

| | 日程 | 内容 |
|---|---|---|
| ① | 令和７年５月３０日（金） | 実施要領等の公表 |
| ② | 令和７年６月　９日（月） | 参加表明書及び第一次審査資料に関する質問書の提出期限 |
| ③ | 令和７年６月１３日（金） | 上記質問書への回答期限【山口市】 |
| ④ | 令和７年６月２０日（金） | 参加表明書及び第一次審査資料の提出期限 |
| ⑤ | 令和７年６月２７日（金） | 第一次審査結果の通知 |
| ⑥ | 令和７年７月　４日（金） | 第二次審査資料に関する質問書の提出期限 |
| ⑦ | 令和７年７月１１日（金） | 上記質問書への回答期限【山口市】 |
| ⑧ | 令和７年７月２５日（金） | 第二次審査資料の提出期限 |
| ⑨ | 令和７年８月　１日（金） | 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング） |
| ⑩ | 令和７年８月上旬 | 第二次審査結果の通知・公表 |
| ⑪ | 令和７年８月上旬 | 契約の締結 |

(3) 参加に関する制限

① 各応募者からの応募は１点のみとする。

② 一の応募者の協力事務所は、本プロポーザルに応募者として参加することはできない。また、他の応募者の協力事務所になることもできない。

③ 提出した参加表明書、第一次審査資料及び第二次審査資料の差し替え等は認めない。

(4) 事務局

① 担　当：山口市交流創造部スポーツ交流課

② 所在地：〒753-8650　山口県山口市亀山町２番１号

③ 電　話：０８３-９３４-２８７３

④ E-mail：sports@city.yamaguchi.lg.jp

## ８　参加表明書及び第一次審査資料に関する質問書の提出

(1) 提出書類

参加表明書及び第一次審査資料に関する質問書（様式１）により作成し、提出すること。

(2) 提出先及び方法

① 提出先：事務局

② 期　間：令和７年６月９日（月）まで

③ 方　法：電子メール

・電子メールの件名は、「【会社名又は設計共同企業体名】武道館整備基本設計業務プロポーザルに関する質問書」とすること。

(3) 回答

質問書への回答は、令和７年６月１３日（金）までに、本市公式ウェブサイトに随時掲載する。なお、この回答は、本要領の補填、追加、又は修正とみなすこととする。

## ９　参加表明書及び第一次審査資料の提出手続き

(1) 提出書類及び提出書類作成上の留意事項

① 参加表明書（様式２）

・代表者印を押印すること。

② 参加資格・設計業務実績等確認資料（様式３）

・設計共同企業体を構成して参加する場合は、代表者について作成すること。

・山口市外に本店を置く応募者であって、市内に支店、営業所等を置く応募者は、その支店、営業所等の所在を記載すること。

・応募者の設計実績のほか、配置する管理技術者及び各担当主任技術者の設計実績がある場合は、その実績を記載すること。

・設計業務実績については、様式に作成要領を記載しているので、その要領を参考に資料を作成すること。

③ 応募者の技術者・資格（様式４-１）

・協力事務所がある場合は、様式４-２を提出すること。

④ 設計業務実績説明資料（様式５）

・様式３に記載した設計業務のうち１件について、その内容をＡ４判タテ片面１枚、横書きで簡潔に記載すること。

・文章を補完するための写真、イラスト等の使用は可能とする。

・武道館（武道場）の設計業務を優先すること。

・管理技術者又は意匠担当主任技術者が携わった設計業務を優先すること。

・携わった武道館又は類似施設の設計業務において、課題解決にあたり工夫した点や独自性を追求した点など、本業務を遂行する上でアピールとなるものを記載すること。

・文章に用いる文字は読みやすい字体とすること。

⑤ 見積書（任意様式）

・山口市長宛とする。

・本業務に係る業務内容及び人件費等の積算内訳を記載すること。

(2) 提出要領

① 提 出 先：事務局

② 部　　数：１０部

・様式番号順に綴り、ダブルクリップ等で止めて提出すること。

・契約書や資格の写しなどの添付書類は、該当する様式の次ページに綴ること。

・設計共同企業体として参加する場合は、その設置に関する協定書（様式は、国土交通省のホームページに掲載されている共同企業体標準協定書に準じて任意に作成）を添付すること。

③　期　　限：令和７年６月２０日（金）

④　方　　法：持参又は郵送

・持参の場合は、午前８時３０分から午後５時の間（土日祝日を除く）に提出すること。

・郵送の場合は、必ず配達証明付きで送付し、期限内必着とすること。

(3) 第一次審査結果等の通知

令和７年６月２７日（金）〔予定〕に応募者に通知する。

## 10　第二次審査資料に関する質問書の提出

(1) 提出書類

第二次審査資料に関する質問書（様式６）により作成し、提出すること。

(2) 提出先及び方法

①　提 出 先：事務局

②　期　　限：令和７年７月４日（金）まで

③　方　　法：電子メール

・電子メールの件名は、「【会社名又は設計共同企業体名】武道館整備基本設計業務プロポーザルに関する質問書」とすること。

・口頭による質問は受け付けないものとする。

(3) 回答

質問書への回答は、令和７年７月１１日（金）までに、本市公式ウェブサイトに随時掲載する。なお、この回答は、本要領の補填、追加、又は修正とみなすこととする。

## 11　第二次審査資料の提出手続き

(1) 提出書類及び提出書類作成上の留意事項

①　第二次審査説明資料表紙（様式７）

②　業務実施方針（様式８）

・Ａ４判タテ片面１枚、横書きで簡潔に記載すること。

・本業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項、その他業務実施上の配慮事項等について記載すること。

③　本施設整備に対する考え方（様式９）

・次のア及びイについて、Ａ３判ヨコ片面１枚、横書きで記載すること。

・文章を補完するために最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能とするが、設計の内容が具体的に表現されている設計図や模型、模型写真、透視図等は使用できない。

ア．配置計画の考え方

基本計画に示す整備内容を整理し、配置計画、動線計画、敷地の利活用（ロータリー及び芝生広場等）の考え方を記載すること。

イ．ライフサイクルコストの縮減、環境配慮への考え方

ライフサイクルコスト縮減や環境配慮への考え方を記載すること。

(2) 提出要領

① 提 出 先：事務局

・要求した内容以外の書類等については、これを受理しない。

② 部　　数：１０部

・様式番号順に綴り、ダブルクリップ等で止めて提出すること。

・Ａ３サイズの資料については、片袖折り（Ｚ折り）にして提出すること。

③ 期　　限：令和７年７月２５日（金）

④ 方　　法：持参又は郵送

・持参の場合は、午前８時３０分から午後５時の間（土日祝日を除く）に提出すること。

・郵送の場合は、必ず配達証明付きで送付し、期限内必着とすること。

(3) 第二次審査結果等の通知

令和７年８月上旬に第二次審査対象者全員に通知する。

## 12　審査の方法

### (1) 第一次審査

評価委員会において、下表「第一次審査評価基準表」に基づき書類審査を非公開で行う。この書類評価により、第二次審査資料の提出を要請する５者程度を選定する。書類評価の結果については、全応募者（失格者を除く。）に対して通知するとともに、第二次審査資料の提出を要請する者に対しては第二次審査の日時、場所及び留意事項を通知する。

なお、審査結果等に関する異議や質問は一切受け付けない。

■「第一次審査評価基準表」

| 評価項目 | 評価の着目点 | 判断基準 | 様式 | 採点基準 | | | 配点 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務所の評価 | 所在地 | 山口市内に本店、支店、営業所等の有無。[3] | 3 | あり | | ３点 | １８ |
| | | | | なし | | ０点 | |
| | 業務実績 | 設計実績の区分と件数を評価する。（最大３件） | 3 | 1500 ㎡以上の武道館 | 観客席[4]あり | ５点/件 | |
| | | | | | 観客席なし | ４点/件 | |
| | | | | 2000 ㎡以上の類似施設 | | ３点/件 | |
| 管理技術者の評価 | 業務実績 | 管理技術者が携わった施設の区分と件数を評価する。（最大２件） | 3 | 1500 ㎡以上の武道館 | 観客席あり | ３点/件 | １０ |
| | | | | | 観客席なし | ２点/件 | |
| | | | | 2000 ㎡以上の類似施設 | | １点/件 | |
| | | 従事した立場を評価する。（最大２件） | 3 | 管理技術者 | | ２点/件 | |
| | | | | 意匠担当主任技術者 | | １点/件 | |
| | | | | 意匠担当技術者 | | ０点/件 | |
| 各担当主任技術者の評価 | 業務実績 | 各担当主任技術者が当該担当の主任技術者として携わった実績を評価する | 3 | 意匠担当主任技術者 | | 各３点 | １２ |
| | | | | 構造担当主任技術者 | | | |
| | | | | 電気設備担当主任技術者 | | | |
| | | | | 機械設備担当主任技術者 | | | |
| 業務遂行に係る評価 | 業務実績 | 業務遂行を評価する。 | 5 | 履行した業務について課題や問題点を的確に把握し、解決しているか。 | | １０点 | １５ |
| | | | | アイデアに独創性があるか。 | | ５点 | |
| 見積価格 | 配点５点×（提案価格のうち最低価格／応募者の見積価格）※小数点以下切り上げ | | | | | ５点 | ５ |
| 合　計 | | | | | | | ６０ |

[3] 山口市内に本店、支店、営業所の有無：設計共同企業体にあっては、代表又は構成員のいずれかが有していれば加点の対象とする。

[4] 観客席：常設の観客席とし、座席のない観覧スペースは「観客席なし」とする。

(2) 第二次審査

① 評価項目

評価項目は、下表「第二次審査評価基準表」のとおりとする。

② 実施方法

ア 第二次審査は、非公開とする。

イ 審査順は、抽選の上決定する。

ウ 審査時間は、プレゼンテーション２０分以内、質疑応答１０分程度を予定している。

エ 第二次審査の出席者は、３名以内とする。

オ 説明者は、管理技術者又は意匠担当主任技術者とする。

カ 説明者は、プレゼンテーションソフト等を使用したスライド投影により説明するものとする。

キ スライド内容は、原則提案書に記載された文章、写真、イラスト、イメージ図等の範囲内とする。ただし、提案書に記載された内容と同じ趣旨であれば、表現方法の変更や補足説明資料の使用を認める。

ク 追加資料の配布、拡大用紙（パネル）や白板の使用は認めない。

ケ パソコン（パワーポイント等のプレゼンテーションソフト入り）は、応募者が用意すること。

コ モニターは、事務局で用意した機種を使用すること。

■「第二次審査評価基準表」

<table>
<tr><th rowspan="2">評価項目</th><th colspan="2">評価の着目点</th><th rowspan="2">様式</th><th rowspan="2">配点</th></tr>
<tr><th></th><th>判断基準</th></tr>
<tr><td>第一次審査の結果</td><td>第一次審査による得点</td><td>一次審査の得点／２<br>※小数点以下切り上げ</td><td>－</td><td>３０</td></tr>
<tr><td>業務実施方針</td><td>取組体制<br>設計チームの特徴等</td><td>的確性・現実性のある提案がされているか</td><td>４・８</td><td>１０</td></tr>
<tr><td rowspan="3">施設整備に対する考え方</td><td>配置計画、動線計画、敷地の利活用等の考え方</td><td rowspan="3">基本計画を踏まえた上で、的確性（与条件との整合性）、独創性、現実性のある提案がされているか</td><td rowspan="3">９</td><td>２５</td></tr>
<tr><td>ライフサイクルコストの縮減</td><td>２５</td></tr>
<tr><td>環境への配慮</td><td>１０</td></tr>
<tr><td>説明者の説得力</td><td>業務への理解度、意欲・積極性</td><td>説得力のある提案になっているか</td><td>－</td><td>１０</td></tr>
<tr><td colspan="4">合　計</td><td>１１０</td></tr>
</table>

(3) 結果の公表

審査結果及び受託候補者に特定した応募者の第二次審査資料のうち様式９を本市公式ウェブサイトで公表する。

## 13　契約の手続き

（1）契約の締結

①　本市は、受託候補者に対して、本業務委託に係る契約締結の交渉を行うものとする。ただし、受託候補者の特別な事由により交渉が不可能となったときや、交渉が不調に終わったとき、本業務を委託することが著しく不適当と認められる事態が生じたときは、契約を締結しない。この場合において、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。

②　①の場合、本市は、次点候補者を交渉の相手方とするものとする。

②　本市は、受託候補者との協議により具体的な業務内容及び契約条件を決定し、随意契約により本業務の委託契約を締結する。

（2）委託契約

①　本業務の委託内容については、締結する委託契約書によるものとする。
なお、契約にあたっては、受託候補者から改めて見積書を聴取し、予定価格の範囲内において契約金額を決定する。

②　契約締結時までに山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領による指名の停止を受けたときには契約を締結しないものとし、この場合、本市は一切の損害賠償の責を負わない。

## 14　著作権、意匠及び提出図書の取扱い

（1）著作権及び意匠

提案書等の中で第三者の著作物を使用（本プロポーザルに関する公表、展示を含む。）する場合は、著作権法に認められた場合を除き、あらかじめ当該第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、全て応募者に帰属するものとする。

（2）提出図書の使用

①　本市は本プロポーザルに関する公表、展示及びその他本市が必要と認めるときに、受託候補者の提案書等を無償で使用できるものとする。この場合、受託候補者名を明記する。

②　提案書等は、受託候補者の特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

## 15　失格条件

次のいずれかに該当する場合には失格となることがある。

①　本要領に定める手続きを遵守しない場合

②　評価委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合

③　審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

④　その他社会通念に照らし、失格にあたる事由があると認められる場合

## 16　無効となる提出書類

参加表明書等又は提案書が次のいずれかに該当する場合には無効となることがある。

①　提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。

②　本要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

③　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

④　許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
⑤　虚偽の内容が記載されているもの。

## 17　提出書類の取扱い

①　提出書類は、返却しない。
②　提出書類は、本選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。
③　提出書類は、本選考を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
④　提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
⑤　本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例で規定する非公開文書に該当すると認められるもの以外は公開するものとする。
⑥　提出書類は、本市の了解なく公表・使用することはできない。
⑦　提案書の提出は、それぞれ１者につき１案とする。

## 18　その他

①　本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
②　現地見学会は開催しない。個別に現地見学等を行う場合は、やまぐちリフレッシュパークの施設管理者の許可を得た上で、施設利用者等に迷惑がかからないよう、十分配慮すること。
③　提出書類に記載した配置予定の技術者は、病気、死亡等特別な場合を除き、変更することができない。変更を行う場合は、同等以上の実績を有する技術者を選定し、本市の了解を得なければならない。
④　提出書類に記載している協力事務所への委託を除き、原則として本業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、本市が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
⑤　手続きにおいて使用する言語及び通貨は、全て日本語及日本国通貨とする。
⑥　本業務の受託者が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができないものとする。